

「そろそろ後見を」と言われたが
何をしたいの？

定期預金の解約で、銀行から
制度を利用するよう言われた

制度のこと

障がいをもつ子どもの
親なき後が心配だ…

財産のこと

福祉サービスを利用したいが
一人で契約するのは心配だ

今後のこと

契約のこと



静岡市 成年後見支援センター

これからも安心して暮らして行くために

まずは
ご相談ください！



成年後見制度とは？

物事を判断する能力が十分でない方（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等）について、ご本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選び、この援助者がご本人のために活動するのが成年後見制度です。

成年後見人等の仕事は？

「**身上保護（監護）**」…身の回りの様々なこと（医療、介護、食事等）の選択と決定をサポートしたり、ご本人がその人らしく暮らしたりすることに必要な手続きをします。

「**財産管理**」…ご本人の財産（預貯金や不動産等）を安全に管理し、ご本人の生活に合ったお金の使い方を考えます。



成年後見人等の仕事の例

- 定期的な訪問や見守り
- 福祉サービスの利用の手続き
- 入院・施設入所等の手続き
- 公共料金や医療費の支払い・振込
- 年金の手続き
- 金融機関との手続き
- 不利益な契約の取消（日常生活に関する行為は除く）
- 亡くなった後の相談・引継ぎ など

成年後見人等の仕事に含まれていないこと

- 医療同意
- 身元引受・連帯保証
- 身分上の行為（結婚・遺言等）を代わって行うこと
- 介護や家事
- 住まいの指定 など

成年後見制度利用に係る費用

2024年4月現在

申立て時	申立手数料	収入印紙 800 円 ※1
	診断書	5,000 円位
	登記手数料	収入印紙 2,600 円
	戸籍謄抄本	500 円前後位
	審判書送付等の費用	郵便切手 3,000 円 ～ 5,000 円
	医師による鑑定費用	裁判所が必要と判断した場合 50,000 円 ～ 100,000 円 程度

申立て後 1年間に行った成年後見人等の業務内容により異なり、本人の資産を考慮して家庭裁判所が決定します。

- ※1 補助や保佐の開始申立てとともに代理権付与の申立てを行う場合は、申立てごとに別途、収入印紙が必要です。
- 申立書類作成を専門家に依頼すると別途費用がかかります（費用は申立人が負担）。
 - 詳しくは家庭裁判所に用意されている「申立時に必要な郵便切手・収入印紙・添付書類一覧表」などをご確認ください。

成年後見制度には2つの制度があります ①判断能力が不十分になってから利用する「法定後見制度」 ②判断能力があり、元気なうちに利用する「任意後見制度」

① 法定後見制度	対象となる方 ご本人の判断能力に応じて「 後見 」「 保佐 」「 補助 」の3つの制度があります。	成年後見人等が 同意 または 取り消す ことができる行為※2	成年後見人等が 代理 することができる行為
	 判断能力が全くない方	後見	原則としてすべての法律行為
	 判断能力が著しく不十分な方	保佐	借金・相続の承認など、民法13条1項記載の行為の他、申立てにより裁判所が定める行為
	 判断能力が不十分な方	補助	申立てにより裁判所が定める行為※3 ※4

※2 日常生活に関する行為（日用品の購入等）は含まれません。 ※3 別途申立て、本人の同意が必要です。 ※4 民法13条1項記載の行為の一部に限ります。

② 任意後見制度

 **判断能力があり元気な方**

ご本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめご本人自らが選んだ人（**任意後見人**）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。公正証書で契約します。家庭裁判所が**任意後見監督人**を選任したときから、その契約の効力が生じます。

本人が選んだ任意後見人と公正証書により契約します



成年後見支援センターでは、こんなことをしています！

静岡市成年後見支援センターは、成年後見制度に関する相談、広報・研修、市民後見人の養成を通して成年後見制度の利用の促進を図ることを目的としています。静岡市から委託を受け、社会福祉法人 静岡市社会福祉協議会が運営しています。

成年後見制度の 相談を受け付けています

一般相談 **無料**

センター職員による、成年後見制度に関する一般相談

- **受付 月曜日から金曜日** 9:00～17:00
(祝日・年末年始を除く)
- **場所** 静岡市成年後見支援センター
(静岡市葵区城内町1番1号)
(静岡市中央福祉センター2階)
- まずは下記までお電話ください

相談会 **無料** 予約制(当日予約可)

司法相談員(弁護士または司法書士)とセンター職員(社会福祉士)の2名による相談会

3区で毎月開催、1件40分程度

【葵区】第4火曜日 13:30～16:40

- 城東保健福祉エリア保健福祉複合棟
(静岡市葵区城東町24-1)

【駿河区】第3水曜日 13:30～16:40

- 静岡市地域福祉共生センター みなくる
(静岡市駿河区南八幡町3-1)

【清水区】第2木曜日 13:30～16:40

- 清水社会福祉会館 は一とぴあ清水
(静岡市清水区宮代町1-1)

● お申し込み・ご予約は

TEL 054-275-0955 まで

※詳しくはチラシをご覧ください。

※相談会の開催日は、祝日等による変更あり。

市民後見人の養成・支援をしています

「市民後見人」とは、ご本人の親族でなく、また弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職でもない、地域に住む一般市民による後見人です。

ご本人にとって、専門職よりも身近な存在である市民後見人は、住民目線でご本人に寄り添った、きめ細やかなサポートができるという強みがあります。

この市民後見人として活動するためには、市が主催する市民後見人養成研修を修了するなどの要件が必要となります。静岡市では2018年度から「市民後見人養成講座」を行っており、市民後見人が誕生し現在活動しています。

詳しくは静岡市のホームページをご覧ください。

成年後見制度受任者調整会議を 運営しています

成年後見制度の利用にあたり、本人の状況に合わせた適切な成年後見人等の候補者の検討等を行う会議を運営しています。



成年後見制度の 広報・研修をしています

- 成年後見制度に関する市民向け講演会・関係機関向け研修
- 福祉事業所等の職員研修などに出張しての制度説明
- 成年後見制度に関する広報

【受託法人】社会福祉法人 静岡市社会福祉協議会

静岡市成年後見支援センター

〒420-0854 静岡市葵区城内町1番1号 静岡市中央福祉センター2階

E-mail : kenriyogo@shizuoka-shakyo.or.jp

TEL 054-275-0955 FAX 054-275-0956

月曜日から金曜日 9:00～17:00まで(祝日・年末年始除く)

■車でお越しの場合は、静岡市民文化会館地下駐車場(有料)をご利用ください。
駐車場から徒歩約5分

■静鉄ジャストラインバス 静岡駅(北口)より
▶ 県立病院高松線 県立総合病院方面行(10番のりば)
▶ 大浜麻機線 麻機方面行(三菱東京UFJ銀行静岡支店前16番のりば)
「英和女学院前」下車 徒歩5分

